

知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第76号

知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則（昭和63年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。 (1)～(24) (略) (25) 食品衛生法第54条の規定によると畜場内における食肉及び食鳥処理における食肉に係る廃棄又は処置の命令 (26)～(31) (略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。 (1)～(24) (略) (25) 食品衛生法第59条の規定によると畜場内における食肉及び食鳥処理における食肉に係る廃棄又は処置の命令 (26)～(31) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月1日）から施行する。